

# 石川県立白山ろく民俗資料館環境行動計画

平成21年12月 4日

## ■取組方針

石川県立白山ろく民俗資料館は、日本屈指の豪雪地帯という厳しい自然環境の中に生みだされた歴史（考古・民俗・宗教）等の文化遺産の展示を中心としている施設であり、またそれらに関連する資料を調査研究し、県民各層の知的要請に応える学習の場としての機能を備えています。

当施設では、出作り農民として生計を立てた先人たちが、自然を有効に活用してきたことを伝承するものとして、わら細工や草木染め、焼き畑や茅刈りなどの体験活動の場を提供しています。参加者はこれらの体験を通して、自然の大切さを学ぶとともに、職員一人ひとりが自然の恩恵に感謝しつつ、環境負荷へ及ぼす影響を少なくするため、以下の行動に取り組みます。

- ① 事業活動の中で省エネルギー化・省資源化（紙の節約）を進め、二酸化炭素の排出量を抑制します。
- ② 資源（用紙）のリサイクルを進め、有効利用を図ります。
- ③ 企画展・各種イベントにおいて先人たちの生活の知恵を伝えながら、さらなる環境保全意識の普及啓発に努めます。

この方針に基づいて、職員一人ひとりが自主的に環境保全活動に取り組むために、取り組み方針と取り組み目標及び具体的な取り組み内容を全員に周知します。

平成21年12月 4日

石川県立白山ろく民俗資料館

館 長 山 口 一 男

### 3 環境負荷低減の取組

当センターでは、事業活動に伴う環境負荷を削減するための取組目標を掲げ、目標を達成するための具体的な取組を設定して取り組むこととしています。設定した取組目標と具体的な取組項目は、次の通りです。

目標一 1	二酸化炭素の排出量を、平成 20 年度の 20,367 (kg-CO <sub>2</sub> ) を基準として平成 22 年度までに 20,000 (kg-CO <sub>2</sub> ) 以下にする。(これは平成 20 年度の 1.8% の削減量となる。)
具体的な取組	<p>(事務所での取組)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>② 暖房温度（20 度）を厳守する</li><li>② 昼休みの消灯、パソコン・コピー機の電源 OFF を徹底する</li><li>③ 人のいないエリアの消灯を徹底する</li><li>③ パソコン・コピー機の節電機能を活用する</li><li>④ 照明器具の省エネ化を進める</li></ul> <p>(公用車使用に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 車両運転開始時点検を徹底させる</li><li>② 会議・打ち合わせなどの計画を事前に集約し、効率的な公用車の使用に努め、乗り合わせを徹底する</li></ul>

目標一 2	「焼却又は埋め立て廃棄物」の排出量を把握しつつ漸減に努めていく。
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>① 現時点から廃棄物排出量を正確に計測・記録する</li><li>② シュレッダーの使用は機密書類に限定する</li><li>③ 使用済みインクカートリッジはリサイクル業者に回収してもらう</li><li>④ 鎮め替え可能な製品を優先的に購入する</li><li>⑤ 封筒、ファイル、フォルダーは繰り返し使用する</li></ul>

目標一3	コピー用紙の使用量を平成20年度の85kgを基準とし、平成22年度までに1%削減する。
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 作成した資料やメール等で収受した資料はパソコン画面上での確認を徹底する</li> <li>② 書類・資料の電子データ化を進め、メールでのやり取りを徹底する</li> <li>③ 両面印刷、両面コピーを徹底する</li> <li>④ 使用済み用紙の裏面を利用する</li> <li>⑤ 来館者施設のトイレ内に、トイレットペーパー節約の張り紙をする</li> <li>⑥ ポスターやチラシについては、ある程度参加者数を予測して、印刷は必要最低限の部数にする</li> </ul>

目標一4	環境に配慮したOA機器・事務用品を使用する。
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>① グリーン購入法で定められた物品の調達にあたっては、グリーン化購入率をできるだけ100%に近づける</li> <li>② 「石川県グリーン購入調達方針」を再度全職員に周知し、公的機関が率先して取り組まなければならないことを認識してもらう</li> <li>③ 当センターが発行する印刷物納入等に携わる業者に対し、①に取り組むよう協力を依頼する</li> </ul>

#### 4 環境行動計画の実施体制

3に掲げる「環境負荷低減の取組」を推進するために、館長を環境管理責任者とし、また責任者の下に環境推進員を置き、具体的な取組の実施状況を以下のとおりチェックします。

- ・「日常業務活動チェック表」に基づき、節電状況などについて推進員及び最終退庁者が毎日確認、記入を行い、月単位で責任者のチェックを受けます。
- ・年間の電力、燃料などの使用量及びグリーン化製品の購入率を集計し、増減理由や達成率などを分析し、次年度以降の行動計画にどう反映させるか組織的に検討します。